

平成25年第3回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成25年5月22日（水）
開会 午前10時00分
閉会 午前11時45分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 黒 澤 佳 代
委員 戸 塚 理 人
委員 岡 本 浩
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政課長 木 上 恒 夫
行政課法務文書係長 谷 口 洋 祐
行政課法務文書係副主幹 森 下 佳 美
- 7 会議に付した事件
第5号議案 職員団体の規約の変更登録について

行政課長	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、5月2日に新城市で行われました愛知県公平委員会連合会総会並びに5月14日に静岡県藤枝市で行われました全国公平委員会連合会東海支部総会におきましては、委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございました。</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名といった個人情報が含まれております。これらの内、役職及び氏名については、この職員団体の機関紙により公表されていますが、役員の印影については尾張旭市情報公開条例における非公開情報に該</p>
------	--

<p>行政課長</p>	<p>当しますので、傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案させていただきます。また、会議録につきましても同様の取扱いをしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは議事の進行については、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員3名が、出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に定める定足数を満たしておりますので、ただ今より平成25年第3回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第5号議案『職員団体の規約の変更登録について』の1議案でございます。</p> <p>それでは第5号議案『職員団体の規約の変更登録について』を議題とします。先ほど、事務局から提案がありましたが、第2号議案について会議を公開とすることについて、御異議はありますか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、公開とします。</p> <p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (係長)</p>	<p>はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。先日、5点の資料を郵送させていただきました。①通知文書、②本日の次第、③議案の資料（ホチキス綴じ）、④「尾張旭教育労働者</p>

<p>事務局 (係長)</p>	<p>組合規約」(同じくホチキス綴じ)、⑤平成25年第3回尾張旭市公平委員会 関係法令等(A4両面)の資料の5点でございます。</p> <p>それでは、ホチキス綴じの議案資料と、関係法令の2点をお手元に御準備ください。第5号議案『職員団体の規約の変更登録について』を、御説明します。議案の資料の1ページです。</p> <p>この案は、地方公務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定により、職員団体の規約の変更登録を行おうとするものでございます。</p> <p>関係法令等の資料を御覧ください。</p> <p>下線部分が要旨ですが、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないとされています。</p> <p>また、関係法令の資料の裏面ですが、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとされています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体である、尾張旭教育労働者組合の代表者から届出があったため、変更登録する必要が生じたものでございます。前回の公平委員会で、御審議いただきました第2号議案『尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項及び規約』のうち、規約については変更後の規定が地方公務員法に適合していないため、変更登録しませんでした。</p> <p>関係法令等の資料の2枚目を御覧ください。職員団体への通知の写しを添付してございます。これを受けまして、この度職員団体から規約の変更の届け出がなされたものでございます。</p>
---------------------	---

<p>事務局 (係長)</p>	<p>再度、議案の資料を御覧ください。変更登録の内容は規約の変更で、議案としましては、資料の1ページから3ページまでの新旧対照表の部分です。資料1ページの第9条にありますように、「分会委員会」を「全員会」に変更するとともに、これ以降の条文中の関連する部分について所要の整備を行っております。</p> <p>なお、団体からの規約変更に係る届及び証明書の写しは、4ページから6ページにかけて添付させていただいております。</p> <p>以上の届出内容につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p> <p>(「質問なし」の声あり)</p> <p>御質問はないようです。</p> <p>尾張旭市教員組合の規約の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようですので、尾張旭市教員組合の規約の記載事項を、公平委員会に変更登録することとします。事務局で通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>これで全ての議案につきまして終了しました。次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

委員長	事務局からは何かありますか
行政課長	特にございません。
委員長	それでは、これをもちまして平成25年第3回尾張旭市公平委員会を、閉会いたします。
行政課長	(お礼の挨拶)